

日常点検、定期点検、簡単なメンテナンス

お車をご使用の方の安全と車を快適にご使用いただくために、道路運送車両法で1日1回の日常点検と6か月、12か月毎の定期点検整備を行うことが義務づけられています。
安全快適にお乗りいただくために、必ず実施してください。

警告

点検整備の方法を正しく行わないことや、不十分な整備、未修理は、転倒事故などを起こす原因となり、死亡または重大な傷害に至る可能性があります。

- 点検整備は、取扱説明書・メンテナンスノートに記載された点検方法・要領を守り、必ず実施してください。
- 異状箇所は乗車前に修理してください。

各点検、メンテナンス等については、以下のページをご覧ください。

一か月目点検について	46
交換部品について	46
日常点検	47
メンテナンス部品配置図	48
定期点検	50
6か月点検項目	51
簡単なメンテナンス	52
ブレーキ	53
タイヤ	57
ドライブチェーン	61
エンジンオイル	63
クラッチ	67
バッテリー	69
ヒューズ	74
エアリリーナ	76
ブリーザードレン	78